

群馬県警察の警備実施に関する訓令

昭和42年9月1日
本部訓令甲第20号

〔沿革〕

昭和51年3月本部訓令甲第1号、59年3月第5号、平成元年3月第2号、4年6月第9号、11年3月第8号、13年12月第11号、17年3月第2号、19年3月第2号、23年2月第2号、24年3月第3号、令和3年3月第2号、6年7月第20号改正

（概要）

この規定は、群馬県警察における治安、災害、雑踏の各警備実施等に関する必要な事項を定めたものである。